

あなたもコミュニティのメンバーです ⑥7

これからのコミュニティ活動についてご意見を募集します

日立市のコミュニティは、おおむね小学校区を範囲とし、「自分の地域は自分の創意と努力でつくりあげる」という理念の下、地域福祉、自主防災、環境美化などのさまざまな活動を行っています。

しかし近年は、自治会・町内会の解散や未加入世帯が増えており、コミュニティ活動への影響が懸念されています。また、地域における課題は、高齢者の見守りや、いつ起こるかわからない災害への対応など年々多様化・複雑化しており、これまで以上に多様な担い手が求められています。

このような状況を踏まえ、市は、時代に合ったコミュニティ活動について調査・検討するため、令和2年1月から、第2次「コミュニティ活動の在り方検討委員会」を設置し、検討を重ねています。

今回、委員会で取り上げられている諸問題を中心に、市民の皆さんからのご意見を募集します。寄せられたご意見は、委員会の報告書の参考にし

ます。さまざまなご意見をお待ちしています。

*これまで第2次検討委員会で検討してきた内容及び第1次「行政とコミュニティ活動のあり方検討委員会報告書」については、市のホームページをご覧ください。

募集する内容
地域にとって必要なコミュニティ活動について
これからの時代に合ったコミュニティ活動について
コミュニティ活動に有効な活性化策について
これからの町内会・自治会の在り方について
その他自治会・町内会やコミュニティ活動について何でも

提出方法 5月8日(金)までに、氏名(匿名可)、年齢、性別、意見(様式自由)を郵送かEメールで、コミュニティ推進課 Eメール shikatsu@city.hitachi.lg.jp 内線 743へ

* 次回の「あなたもコミュニティのメンバーです」は5月5日号に掲載予定です。

生活安全ニュース ⑫5

5月11日(月)から防犯灯補助申請書の受付を開始します

市では町内会が管理している防犯灯を平成30年度から3年間を目途に全てLED化できるよう、町内会が所有する防犯灯をLED防犯灯に交換するときの費用を補助しています。また、過去に設置したLED防犯灯の器具本体が壊れて修理が不可能な場合も補助の対象となります。

受付日

とき	午前 (9:30~11:30)	午後 (13:30~15:30)
5月11日(月)	十王交流センター	豊浦交流センター
5月12日(火)	日高交流センター	中里交流センター
5月13日(水)	多賀図書館	
5月14日(木)	久慈交流センター	

* 5月11日(月)から、交通防犯課でも受け付けます(午前9時~正午、午後1時~5時)。

補助対象 ■すでに設置してある防犯灯(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯など)をLED防犯灯に

交換する費用(電球の球切れ交換や器具の修理にかかる費用は対象外) ■LED防犯灯の器具本体が壊れて修理が不可能な場合の費用

■LED防犯灯を新規に設置する費用(専用柱の建柱費用も含む)

補助限度灯数 各町内会がLED化予定の防犯灯全てが補助対象

補助額 市が定める1灯当たりの基準額の範囲内で決定

申請方法 「防犯灯設置費補助制度のご案内」(交通防犯課、各支所、交流センターにあるほか、市のホームページからもダウンロードできます)の記載内容を確認し、防犯灯補助申請書と必要な書類(防犯灯設置に係る工事費の見積書など)を添付して、**必ず工事前**に、左記の受付日に受付場所へ提出してください。

問合せ 交通防犯課 内線 571

* 次回の「生活安全ニュース」は6月5日号に掲載予定です。

お知らせ

学校運営協議会の取り組みを進めます

市教育委員会は、学校運営協議会の取り組みを進め、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支える仕組みづくりを行っています。

学校運営協議会とは、保護者や地域の方々が学校の運営に参画する仕組みで、学校と家庭、地域の代表者が委員となり、同じ立場でよく話し合い、目標を共有し、一体となって子どもたちの成長を支えるものです。現在、市内小学校で試行的に実施しており、今年度は、中学校、特別支援学校へも順次拡充していきます。



はり、きゅう、マッサージ 施術費の一部を助成します

満65歳以上の方や身体に重い障害（障害程度等級1級または2級）のある方に対し、はり、きゅう、マッサージの施術費の一部を助成（施術

1回につき千円。年限度額1万2千円）します。

申請 満65歳以上の方は健康保険証や運転免許証などの住所と生年月日が確認できるもの、身体に障害（1級または2級）のある方は身体障害者手帳を持って、高齢福祉課か市民課、各支所で申請してください。

慰霊巡拝事業

対 左記の地域における戦没者の遺族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫甥、姪）と参加遺族（子と兄弟姉妹）の配偶者で、原則80歳以下の方

地域	期間	日数
東部ニューギニア	9月12日(土)～19日(土)	8日間
沿海地方	10月6日(火)～10日(土)	5日間

*詳細は問い合わせてください。

申請 5月7日(木)までに、社会福祉課

内線786へ

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており

新エネルギー機器を設置する方に補助金を交付します

住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）や定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する個人の方に補助金を交付します。

対象 ■市内の住宅（新築、既築）に機器の設置を予定しているか、機器付きの住宅を購入予定の方
■申請の時点で未着工であること ■本人または同一世帯において、過去に市の補助金を受けていない方（異なる機器の補助であれば交付可） ■市税の滞納がない方 ■来年3月5日(金)までに実績報告書を提出できる方 ■太陽光発電システムを設置する場合は、電力会社と電力供給契約を締結する方

補助金額 ①住宅用太陽光発電システム＝1kW当たり1万円（上限3万円） ②家庭用燃料電池（エネファーム）＝1基当たり10万円 ③定置用リチウムイオン蓄電システム＝1基当たり5万円 *詳細は市のホームページをご覧ください。

申し込み 本人または手続き代行者（取扱販売店、電気店、ハウスメーカーなど）が、環境政策課へ申請書などを持参してください。*申請に必要な書類は市のホームページからダウンロードできます。

問合せ 環境政策課 内線297

ますが、茨城県では後期高齢者医療広域連合が保有する基金を取り崩すことで、保険料率を8年間据え置くことができませんでした。しかし、令和元年度末で基金が底をつくため、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう、保険料率を改定します。

区分	改正後	改正前
均等割額	46,000円	39,500円
所得割率	8.5%	8.0%

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解をお願いします。

【保険料の軽減制度】

世帯の所得が基準額以下の場合には、保険料が軽減されます。軽減を受けるためには、収入のない方や障害年金、遺族年金などの非課税収入のみの方であっても、市・県民税の申告が必要です。

*個人ごとの令和2年度の保険料は、令和元年（平成31年）中の所得によって決まります。具体的な保険料額については、7・8月に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

申請 令和後期高齢者医療広域連合事業課 TEL 029-3309-1213